

議案第7号

入間市消防団条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和4年2月16日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

消防団員の処遇の改善を図るため、消防の任務に基づき出動し、又は訓練等のため出務したときに支給する費用弁償を出動報酬に改めるとともに、支給金額の改定をしたいので、この案を提出するものである。

入間市消防団条例の一部を改正する条例

入間市消防団条例（昭和32年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「水火災その他災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第13条を次のように改める。

（報酬）

第13条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 消防団員には、年額報酬を別表第1により支給する。ただし、新任者にはその翌月分から、退職者又は死亡者にはその月分までの月割計算により支給する。

3 消防団員には、出動報酬を別表第2により支給する。この場合において、災害による出動が7時間45分を超えたときは、支給単位に応じ加算する。

第15条第1項を次のように改める。

消防団員が、消防の任務に係る会議に出席したときは、費用弁償として1回につき1,000円を支給する。

別表中「報酬」を「年額報酬」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第2（第13条関係）

出動報酬

区分	支給単位	金額
災害	4時間未満	4,000円
	4時間以上7時間45分以下	8,000円
災害以外（警戒・訓練等）	1日	2,500円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。